

週二回(火、金)定期発行  
必要に応じて号外発行

# 公報

第十号  
一九六六年  
二月四日

目次	ページ
告示	
○公営住宅法施行規則第一条第三号の告示について(告示第二十二号)	1
訓令	
○検察庁職員日額旅費支給規程(訓令第八号)	1
主税局事項	
○指定寄附金の指定期間延長について(主税局告示第四号)	3
通産局事項	
○無線局の免許について(郵政庁告示第三号)	3
○無線局の免許について(郵政庁告示第四号)	3
○無線局の変更について(郵政庁告示第五号)	4
○無線従事者資格試験の電気通信術の試験方法について(郵政告示第六号)	4
厚生局事項	
○衛生検査技師特別試験の合	

格者発表について(厚生局告示第三号)	5
警察局事項	
○風俗営業等取締法による行政処分の聴聞について(警察局告示第五号)	6
○道路交通法による行政処分の聴聞について(警察局告示第六号)	6
公告	
○外国保険事業者の免許について	7
正誤	
○建設運輸局長等の名称を通商産業局長等に改める規則 中訂正	8

## 告示

### 告示第二十二号

公営住宅法施行規則(一九六一年規則第百三十一号)第一条第三号の括弧書に規定する場合を次のとおり定める。  
一九六六年二月四日

行政主席 松岡政保

一 給与所得者(過去一年間において給与所得者となる前に事業所得のある者を除く)が就職後一年を経過しない場合の給与所得金額は、就職先より支払われた給与所得金額の合計額(日雇の場合、日雇となつてから得た給与所得金額の合計額)を就職した月数(月未満の端数を生じたときは、切上げて月単位とする。以下同じ。)で除した額とする。

二 小売商、医師等の如く毎月継続した所得を有する事業所得者(過去一年間において当該事業所得者となる前に給与所得のある者を除く)が、事業を営んでから一年を経過しない場合の事業所得金額は、事業により得た事業所得金額の合計額をその事業を営んだ月数で除した額とする。

## 訓令

### 訓令第八号

検察庁職員日額旅費支給規程を次のように定める。  
一九六六年二月四日

行政主席 松岡政保

### 検察庁職員日額旅費支給規程

(この訓令の適用)

第一条 検察庁職員が公務のため、旅行する場合の日額旅費支給に関しては、琉球政府公務員等の旅費に関する立法(一九五三年立法第七十八号。以下「法」という。)及び琉球政府公務員等の旅費支給規則(一九五三年規則第百二十一号)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第二条 法第二十二条の規定に基づき、日額旅費の支給を必要とする旅行、支給額、支給条件及び支給方法は、次のとおりとする。

旅行内容	日 額	支給条件	支 給 方 法
<p>一 検察官が 検察庁法第 十一条又は 第十二条に より在勤地 外の庁の事 務取扱を命 ぜられた場 合の旅 行。</p> <p>二 琉球上訴 検察庁にお いて行なう 検事研修を 受けるため の旅 行。</p>	<p>六十仙</p>	<p>1 当該旅行 が行程二十 五キロメー トル以上の 場合。</p> <p>2 公務上の 必要又は天 災その他や むを得ない 事情により 宿泊する場 合。</p>	<p>1 当該勤務期間及び研修 待期間、研修期間又は船 待期間の日数に応じて支 給する。</p> <p>2 往復の期間は、法第六 条第三項から第七項まで の規定による旅費額を支 給する。</p> <p>3 当該旅行が引続き長期 に亘るものである場合に おいて日額旅費支給の対 象となる日数が三十日を こえるときは、そのこえ る日数について定額の二 割日額旅費支給の対象と なる日数が、六十日をこ えるときは、そのこえ る日数について定額の三割 に相当する額をそれぞれ の定額から減じた額を支 給する。</p> <p>4 同一地域に滞在中一時 他の地に旅行した日数 は、前項の日数から除算 するただし、日帰り旅行 についてはこの限りで ない。</p> <p>1 政府有の車輛を使用し た場合は日額の半額を支 給する。</p> <p>2 八キロメートル未満は</p>
<p>琉球上訴検 察庁におい て行なう検 察事務官研 修を受ける ための旅行</p>	<p>九十仙</p>	<p>1 当該旅行 が行程二十 五キロメー トル以上の 場合。</p> <p>2 公務上の 必要又は天 災その他や むを得ない 事情により 宿泊する場 合。</p>	<p>1 当該勤務期間、研修期 間の日数に応じて支給す る。</p> <p>2 船賃又は車賃が日額の 二分の一をこえるときは そのこえる額に相当する 額を支給する。</p> <p>3 政府有車輛を使用した ときは日額の半額を支給 する。</p> <p>1 研修待期間、研修期間 又は船待期間の日数に応 じて支給する。</p> <p>2 往復の期間は、法第六 条第三項から第七項まで の規定による旅費額を支 給する。</p> <p>3 当該旅行が引続き長期 に亘るものである場合に おいて日額旅費支給の対 象となる日数が三十日を こえるときは、そのこえ る日数について定額の二 割に相当する額を定額か ら減じた額を支給する。</p> <p>1 研修期間の日数に応じ て支給する。</p> <p>2 車賃が日額の二分の一 をこえるときはこえる額 に相当する額を支給す る。</p> <p>3 政府有車輛を使用した</p>

八十仙			
	当該旅行が行程二十五キロメートル以上の場合		
	1 研修期間の日数に応じて支給する。	2 車賃が日額の二分の一をこえるときはこえる額に相当する額を支給する。	4 八キロメートル未満は支給しない。
			場合は日額の半分を支給する。

1 この訓令は、公布の日から施行する。  
 2 この訓令施行前に命令を受け、まだ旅行を終えない者に対する旅費については、この訓令の規定を適用する。

主税局事項

主税局告示第四号

法人税法施行規則（一九五三年規則第四十二号）第七条の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（一九六五年主税局告示第十六号）中、「一九六五年十二月三十一日」を「一九六六年十二月三十一日」に改め、一九六六年一月一日以後支出された寄附金から適用する。  
 一九六六年二月四日

主税局長 安次 嶺 隣 才

通産局事項

郵政庁告示第三号

電波法（一九五五年立法第八十号）第十五条の規定に基づく無線局免許手続規則（一九五五年規則第百十七号）第二十条の規定により、次のように無線局の免許を与えた。  
 一九六六年二月四日

郵政庁長 仲 本 昌 達

免許人の氏名又は名称  
 無線局の種類  
 及び設置場所  
 呼出符号又は呼出名称、電波の型式  
 (kc)及び空中線電力

宮城 親照  
 (一九六五年四月二十日)  
 (第三七七号の二)  
 アマチュア局  
 二那市宇大  
 三三七番地  
 KR8A  
 一、七〇八七・五、一四一  
 六A三、七〇五〇〇、一四一五〇〇  
 一〇W

比嘉 憲昭  
 (一九六五年三月七日)  
 (第三七二号の二)  
 アマチュア局  
 読谷村宇比謝  
 四三三番地  
 KR8A  
 一、七〇八七・五、  
 六A三、七〇五〇〇、  
 一〇W

新城 啓八  
 (一九六五年十一月十三日)  
 (第四三三三号の二)  
 アマチュア局  
 石垣市宇登野  
 城一三一番地  
 KR8A  
 一、七〇八七・五、  
 六A三、七〇五〇〇、  
 一〇W

大見 謝滋  
 (一九六五年十二月三九日)  
 (第四二六号の二)  
 アマチュア局  
 那覇市宇志  
 二の三〇九番地  
 KR8A  
 一、七〇八七・五、  
 二一四三、七〇五〇〇、  
 一〇W

郵政庁告示第四号  
 電波法（一九五五年立法第八十号）第十二条の規定により、次のように免許  
 を与えた。  
 一九六六年二月四日

免許人の氏名又は名称  
 無線局の種類  
 及び設置場所  
 呼出符号又は呼出名称、電波の型式  
 (kc)及び空中線電力

久高 林栄  
 (一九六五年十月二十八日)  
 (第七一九号)  
 アマチュア局  
 嘉手納村宇嘉  
 手納四三八番地  
 KR8A  
 一、七〇八七・五、  
 二一四三、七〇五〇〇、  
 一〇W

大城 輝栄  
 (一九六五年十一月十日)  
 (第七二二号)  
 アマチュア局  
 那覇市宇宇  
 原一八一番地  
 KR8A  
 一、七〇八七・五、  
 二一四三、七〇五〇〇、  
 一〇W

郵政庁告示第五号

電波法(一九五五年立法第八十号)第十八条および電波法(一九五五年立法第八十号)第二十条の規定により、次の無線局について次のように変更があった。

一九六六年二月四日

郵政庁長 仲 本 昌 達

無線局 免許の年月日及び変更年月日 変更事項

喜屋武義秋所属アマチユア局 一九六四年十二月三十日 無線設備の設置場所「コザ市字諸見里六五二番地」を「コザ市字諸見里七一八番地」に変更する

電波の型式、周波数(kc)及び空中線電力

喜屋武義秋所属アマチユア局 一九六五年七月五日 「六A三」  
一〇・一A一、三五三七・五  
二一四〇W、二一七五〇〇  
二一四〇W及び二一七五〇〇  
一〇・一A三、二一四〇Wを追加する

郵政庁告示第六号

無線従事者資格試験及び免許規則(一九五五年規則第百十八号)第四条の規定による電気通信術の試験の方法を次のとおり定める。

一九六六年二月四日

郵政庁長 仲 本 昌 達

一 試験は、電信については、無線局運用規則(一九五五年規則第百十九号)第十二条別表第一号のモルス符号を使用し、電話については同第十四条別表第五号の通話表を使用して、あらかじめ備付の装置を操作して行なうものとする。ただし、電話の場合は、装置を使用しないことができる。  
二 試験は、電信の場合は「H R」を二回送信し、電話の場合は「始めます。」の語を送話して開始するものとする。

二八九〇〇・〇  
一〇W

三 試験は、その区別に従い、次の事項を順次送信して行なうものとする。

1 電信(和文)

(一) 電報形式による場合(第一級、第二級もしくは第三級無線通信士または特殊無線技士の場合。)

- (1) 種類(あるときに限る。)
- (2) 字数
- (3) 発信局名
- (4) 発信番号
- (5) 受付時刻(時と分を・―・―によって区別するとともに数字を略体により送信するものとする。)
- (6) 着信局名(船舶局あてのときは、經由海岸局名を着信局名とする。)
- (7) 名あて
- (8) 指定のあるときに限る。)
- (9) 指定のあるときに限る。)
- (10) 記事(あるときに限る。)
- (11) 記事(あるときに限る。)
- (12) 記事(あるときに限る。)
- (13) 記事(あるときに限る。)
- (14) 本文(三十字をこえるときは、三十字目ごとの字の次に・―・―を送信するものとし、三十字目ごとの文字に濁点または半濁点があるときは、濁点または半濁点の次に・―・―を送信し、更に濁点または半濁点を送信するものとする。また六十字をこえるときは、六十字目ごとの字の次に送信する・―・―の次に約五秒の間隔をおくものとする。)
- (15) 本文(三十字をこえるときは、三十字目ごとの字の次に・―・―を送信するものとし、三十字目ごとの文字に濁点または半濁点があるときは、濁点または半濁点の次に・―・―を送信し、更に濁点または半濁点を送信するものとする。また六十字をこえるときは、六十字目ごとの字の次に送信する・―・―の次に約五秒の間隔をおくものとする。)

(二) 文書形式による場合(第一級アマチユア無線技士の場合)

- (1) 本文
  - (2) 本文
  - (3) 本文
- 2 電信(欧文)
- (一) 電報形式による場合(第一級、第二級または第三級無線通信士の場合)

- (1) 種類(あるときに限る。)
  - (2) 発信局名
  - (3) 発信番号
  - (4) 語数
  - (5) 受付日(あるときに限る。)
  - (6) 受付時刻(二十四時制とする。)
  - (7) 指定のあるときに限る。
  - (8) 指定(あるときに限る。)
  - (9) 名あて
  - (10) 名あて
  - (11) 本文
  - (12) 本文
  - (13) 署名のあるときに限る。
  - (14) 署名(あるときに限る。)
  - (15) 署名(あるときに限る。)
- 注 第三級無線通信士の場合は、受付時刻は、MおよびSを使用する十二時制とし、時と分を七点に相当する間隔によって区分するものとする。
- (一) 文書形式による場合(第一級、第二級または第三級アマチュア無線技士の場合)
- (1) 本文
  - (2) 本文
  - (3) 本文
- 3 電話(和文、欧文)
- (一) 「本文」の語
  - (二) 本文
  - (三) 「おわり」の語
- 四 送信または送話した語字を訂正するには、電信(和文)の場合は、電信(欧文)の場合は、(八点)、電話の場合は、「訂正」の語を前置し、訂正しようとする語字の前二、三字の適當の語字から更に送信して行なうものとする。
- 五 電報形式による場合であつて二通以上にわたるときは、各通間に約五秒の

間隔をおくものとする。

厚生局事項

厚生局告示第三号

衛生検査技師法附則第七項の規定に基づき実施した衛生検査技師特別試験の合格者は次のとおりである。

一九六六年二月四日

厚生局長 山川 宗 英

受験番号	氏名	勤務施設
一	山内 枝美子	名護町 中央外科医院
二	宮里 善孝	嘉手納 山本医院
三	渡真利 恵美子	那覇市 沖縄赤十字病院
四	島袋 治代子	
五	末吉 やす子	那覇市 友愛診療所
六	上間 美江子	名護町 中央外科医院
七	渡慶次 秀子	那覇市 古波倉医院
九	古堅 タズ子	那覇市 大浜病院
十	島袋 スエ子	
十一	崎山 喜祿	佐敷村 仲地医院
十二	野原 祐子	コザ市 コザ病院(血銀)

十三	諸見里 仁美	
十四	宮城 千代	嘉手納 山本医院
十五	高江洲 康健	与那原 城間医院
十六	山城 英暉	那覇市 沖繩刑務所医務課
十七	平良 恵貴	宮古 宮古保健所
十八	岸本 高男	那覇市 琉球衛生研究所
十九	儀間 光明	那覇市 那覇保健所
二十	渡久地 政湖	那覇市 那覇保健所
二十一	上原 正之	那覇市 琉球衛生研究所
二十二	稲福 政弘	那覇市 新垣外科医院

警察 局 事 項

警察局告示第五号

風俗営業取締法第四条の規定による行政処分について、同法第五条に基づく公開による聴聞を次のとおり行なう。

一九六六年二月四日

警察局長 幸 地 長 恵

- 一日 時 一九六六年二月十四日 午後一時三〇分開始
- 二 場 所 那覇市美栄橋町一の一警察本部会議室
- 三 被聴聞者の住所氏名

那覇市辻町一の一四八の一番地 石原 茂子  
 那覇市辻町一の一五一番地 渡久山春子

警察局告示第六号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について同法第九十八条に基づく聴聞を次のとおり行なう。

一九六六年二月四日

警察局長 幸 地 長 恵

- 一 期 日 一九六六年二月十六日 午後二時開始
- 二 場 所 那覇市美栄橋町一の一 警察本部保安部交通課
- 三 被聴聞者の住所、氏名、年月日
- 1 那覇市牧志町一の九十一 木 徳 義  
一九二九年十月五日生
- 2 与那城村字屋慶名一八三六 森 根 治 栄  
一九三四年九月十四日生
- 3 浦添村字牧港二五二 大 城 昇 和  
一九四三年十一月五日生
- 4 那覇市字上間八八一 仲 本 浩  
一九二九年十二月十五日生
- 5 那覇市字大道九二 宮 城 正 雄  
一九三二年四月二十六日生
- 6 南風原村字宮平一二三 大 城 龜 情  
一九二七年三月十日生
- 7 コザ市字越来一七四 宮 里 清 孝  
一九二七年十一月二十日生

那覇市辻町三の四五番地 儀間真太郎  
 那覇市松尾一〇七番地 友利美也子  
 那覇市牧志町二の八六番地 玉城 光子  
 那覇市牧志町一の六九四番地 新垣 亀吉  
 那覇市牧志町一の六七二番地 友寄ツル子  
 那覇市牧志町二の一〇一番地 東 房子  
 金武村字金武四、二四八番地 前花 梅子  
 名護町字名護四二二番地 森松トシ子

公 告

外国保険事業者に関する立法第三条第一項の規定により 次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。

一九六六年二月四日

行政主席 松岡政保

一 (イ) 保険事業者の本国名 香港  
(ロ) 名 称 アメリカン・インターナショナル・アシユアラ  
ンス(保険)株式会社  
The American International Assurance  
Company, Limited

(イ) 本店の所在地 香港中央区クイーン街十二番地十四号  
(ニ) 設立年月日 一九三一年四月十四日  
(ホ) 代表者の氏名 シュワン・エム・ヒューズ  
(ヘ) 代表者の住所 香港サスーン街一七五番地

二 琉球において営もうとする保険事業の種類  
自動車損害賠償責任保険

三 琉球における代表者の氏名及び住所  
クリサント・テイ・ジャステイニアノ  
浦添村字港川二四八番地の三  
ドロシー・エム・ヤスタ  
浦添村字港川二四八番地の三  
浦添村字港川二四八番地の三  
(CPO ボックス 56号 ナハ)

四 琉球における主たる店舗  
アメリカン・インターナショナル・アンダライ  
ターズ・コーポレイション沖縄支店

免許条件  
(イ) 被保険者の範囲  
(ロ) 供託金

非琉球人のみ  
五〇、〇〇〇ドル

外国保険事業者に関する立法第三条第一項の規定により 次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。  
一九六六年二月四日

行政主席 松岡政保

一 (イ) 保険事業者の本国名 ニューゼーランド  
(ロ) 名 称 ザ・ニューゼーランド・インシユアランス・カン  
パニー・リミテッド  
The New Zealand Insurance Company  
Limited

(イ) 本店の所在地 ニューゼーランド アックランド市クイーン  
ストリート  
(ニ) 設立年月日 一八五九年五月二十一日  
(ホ) 代表者の氏名 エイ・ユー・ウエルズ  
(ヘ) 代表者の住所 ニューゼーランド、アックランド市

二 琉球において営もうとする保険事業の種類  
自動車損害賠償責任保険

三 琉球における代表者の氏名及び住所  
ジャック・シー・エフ・ウー  
美里村字高原九五五番地  
宜野湾市字大山一一二六番地  
(浦添郵便局私書函一一号)

四 琉球における主たる店舗  
ザ・ニューゼーランド・インシユアランス・カ  
ンパニー・リミテッド沖縄事務所

免許条件  
(イ) 被保険者の範囲  
(ロ) 供託金

非琉球人のみ  
五〇、〇〇〇ドル

外国保険事業者に関する立法 第三条第一項の規定により 次の者を外国保険事業者として免許したから同法第七条により公告する。  
一九六六年二月四日

一 (イ) 保険事業者の本国名 アメリカ合衆国  
(ロ) 名 称 ニュージャージー・ニューワーク・ファイアメ  
ンズ保険会社  
Firemen's Insurance Company of New-

2	2	ページ	
上	上	段	
29	26	行	誤
第百十三号)	規則第三十三号		
(一九五五年規則第百十三号)	規則第二十三号		正

一九六六年一月二十五日付公報定期第七号 登載の「建設運輸局長等の名称を  
通商産業局長等に改める規則」中次のとおり誤り

**正 誤**

(イ) 免 許 条 件  
被 保 險 者 の 範 囲  
(ロ) 供 託 金  
非 琉 球 人 の み  
五〇、〇〇〇ドル

四 琉球における主たる店舗  
浦添村字港川二四八番地の三  
浦添村字港川二四八番地の三  
(CPO ボックス 56号 ナハ)  
アメリカン・インターナショナル・アンダーラ  
イターズ・コーポレイション沖繩支店

三 琉球における代表者の氏名及び住所  
クリサント・テイ・ジャステイニアノ  
浦添村字港川二四八番地の三  
ドロシー・エム・ヤスダ  
浦添村字港川二四八番地の三  
浦添村字港川二四八番地の三

二 琉球において営もうとする保険事業の種類  
自動車損害賠償責任保険

(イ) 本店の所在地  
ark, New Jersey  
アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューワーク  
市パークプレイス一〇番地  
(ロ) 設立年月日  
一八五五年十二月三日  
(ハ) 代表者の氏名  
ウイリアム・ビー・リヤデン  
(ニ) 代表者の住所  
アメリカ合衆国ニュージャージー州シヨートヒル  
ズ市

発行所	総務局渉外広報部文書課
販売所	総務局財務部用度課

—ひかり印刷所—